

パブリック・コメント

和光市勤労青少年ホーム廃止の基本方針(案)について

令和8年5月1日～令和8年5月20日

和光市 市民環境部 産業支援課

1 はじめに

勤労青少年ホームは、勤労青少年福祉法に基づき勤労青少年の福祉増進のために昭和 49 年に設置されました。

勤労青少年ホームが設置された当時と比較し、現在の勤労青少年を取り巻く環境が大きく変化するとともに利用実態が変わり、設置の根拠法である勤労青少年福祉法が平成 27 年に改正され、勤労青少年ホームの設置に関する地方自治体の努力義務規定がなくなりました。

一方で、設置から50年以上が経過し、施設の老朽化が進む中で、完全な補修をするためには莫大な費用がかかります。

勤労青少年ホームについて、市の財政状況や施設の存在意義など、多角的な視野で庁内検討を実施した結果、廃止の判断に至りました。

2 施設の概要

(1)設置年 昭和 49 年設置(築 52年)

(2)建物 集会施設
(構造) RC造 地上 3 階建て
(延床面積) 684.24 m²
(貸室) 工作室、調理室、講習室、和室、音楽室、軽体育室

(3)敷地面積 1880.2 m² (駐車場 670 m²(14 台分)を含む)

(4)開館時間 月曜日～金曜日:午前 9 時から午後 9 時
土曜日・日曜日:午前 9 時から午後 5 時

(5)休館日 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、祝日

(6)利用料金 無料

(7)管理運営 市直営施設
(所管課)市民環境部産業支援課



3 勤労青少年ホームの現状

(1)利用者数の推移

直近5年間の推移は次のとおりです。

ア 利用登録者数

単位:件

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
登録数合計	108	105	98	100	93

イ 年間利用時間数

単位:時間

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
通常利用時間	239	200	185	996	722
特別利用時間	8,553	8,719	8,440	7,371	6,000
合計	8,792	8,919	8,625	8,367	6,722

※通常利用…勤労青少年ホーム条例第6条第一項に規定する「市内に居住し、又は市内に勤務する35歳以下の勤労者」の利用

※特別利用…通常利用以外の利用

ウ 年間開館日数・時間

単位:上段:日/下段:時間

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
開館日数	342	340	344	344	336
開館時間	3,704	3,684	3,724	3,724	3,495

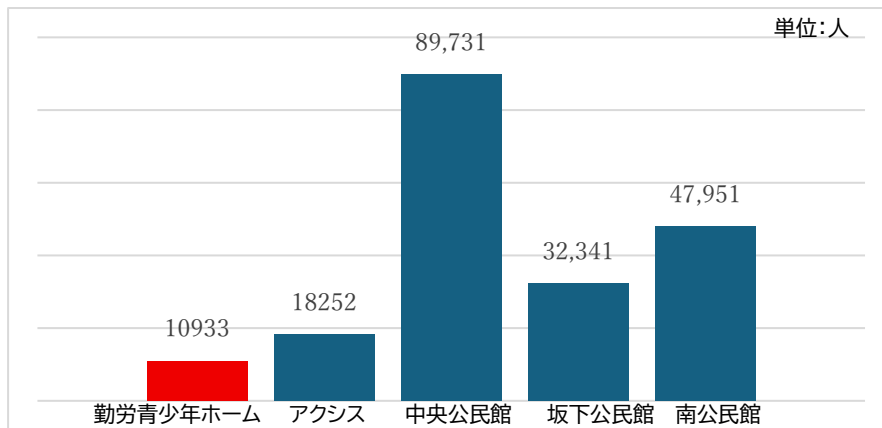
エ 稼働率

単位:%

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
調理室	3.7	4.5	4.3	3.4	3.1
工作室	22.9	21.2	20.5	24.8	16.3
講習室	48.9	41.1	35.8	32.1	19.9
音楽室	75.0	68.3	67.1	61.8	61.7
和室	9.7	28.7	28.6	30.8	30.0
軽体育室	77.1	78.3	75.4	71.8	61.4
全館	39.6	40.4	38.6	37.4	32.1

(2)年間利用者数(延数)の他の公共施設との比較

令和6年度の年間利用者数(延数)の他の施設との比較は、次のグラフのとおりであり、他の施設と比較すると、利用者数が少ないと言えます。



(3)事業経費の推移

令和3年度から令和6年度の勤労青少年ホームに係る経費の推移は下記のとおりです。

ア 管理運営費

単位:円

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
報償費	26,900	20,000	10,000	15,000
需用費	2,220,998	2,028,991	2,882,495	1,553,272
役務費	191,860	230,413	222,598	265,927
委託料	15,985,349	15,990,871	15,934,612	16,094,583
使用料賃借料	190,118	199,161	189,894	193,753
備品購入費	0	0	145,560	0
合計	18,615,225	18,469,436	19,385,159	18,122,517

イ 施設整備費

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
工事請負費	0	0	866,800	1,182,830
(工事内容)			光回線切替工 事、非常用階 段補修塗装工 事	体育室空調機 更新工事

(4)老朽化の現状

特定建築物定期検査(令和7年11月実施)により、下記の指摘を受けています。

ア 外壁タイルの浮き



勤労青少年ホームの外壁は、モルタル刷毛引き仕上げ、小口平タイル張りで作られています。

下地クラック(ひび割れ)に伴うタイルの浮き、塗膜の浮きについて、特定建築物定期検査により指摘されています。

駐車場や通路上に面した外壁にもタイル張りがされており、タイルが落下した場合、重大な事故につながる可能性があります。

イ 屋上防水層の亀裂



特定建築物定期検査により、屋上防水層に亀裂や剥がれが確認されています。

防水層の亀裂の直下に軽体育室があり、軽体育室の天井には黒ずみ、染みが確認されています。

現在のところ、軽体育室等が水浸しになるような深刻な雨漏りは発生しておりませんが、防水工事を実施しない場合は、雨漏りや躯体の劣化に繋がる可能性があります。



ウ 空調機の更新

以下の室場の空調機の不良が確認されていますが、型式が古く製造が終了しているため、部品交換修繕はできず、本体ごと更新が必要です。

1階 事務室	2機中1機故障
2階 講習室	2機中1機故障
2階 和室	2機中2機故障(1機は暖房のみ可)

4 廃止検討の経緯

廃止検討の経緯には、下記の3つの要因が大きく関係しています。

(1) 勤労青少年福祉法の改正

勤労青少年ホーム設置の根拠法である「勤労青少年福祉法」は、平成27年に「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正されました。

青少年の雇用の促進等に関する法律には、勤労青少年ホームに係る一切の規定が削除され、勤労青少年ホーム設置の努力義務規定がなくなりました。

(2) 法定点検(特定建築物定期検査)での指摘(著しい老朽化)

「3勤労青少年ホームの現状」の(3)老朽化の現状に記載したとおり、近年の特定建築物定期検査において、外壁や屋上防水層の亀裂、その他の設備不良について指摘されています。

打診調査を含めた外壁の修繕や屋上防水層の亀裂については、数千万円の費用がかかる大規模修繕となります。

(3) 土地指定用途の解除(駐車場)

勤労青少年ホームは、昭和49年に県が設置し、当初建物および土地は県が所有していました。

勤労青少年ホームが県から市へ移管されたことにより、建物は平成9年に県から市へ無償譲渡されました。

土地については、県から市が貸与されている状態でしたが、令和元年度に県から購入しました。購入の条件として、購入後5年間は勤労青少年ホーム駐車場の指定用途に使用することとされていましたが、令和7年3月末で指定用途が解除され、勤労青少年ホームを継続しなければならないとする規定が一切なくなりました。

5 庁内における検討

(1)和光市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂版)における勤労青少年ホームの位置づけ
 インフラ施設を含めた公共施設等について、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために、市では「公共施設等総合管理計画」を策定しています。

この計画の中で、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針として、「公共サービスとしての必要性」、「施設を所有する必要性」、「独立施設である必要性」について着目して、今後どのように施設の在り方を考えていくかの基準が示されています。

勤労青少年ホームは集会施設に位置付けられ、「公共サービスとしての必要性」、「施設を所有する必要性」、「独立施設である必要性」はいずれも高くないものと判断されています。

また、集会施設について「竣工から既に30年以上経過しており、当初の設置目的が薄れていると考えられる施設については、今後のあり方を抜本的に見直します。」と記載されており、市の施設保有総量を削減する中で、勤労青少年ホームのあり方を見直すことについて示されています。

(2)和光市勤労青少年ホーム庁内検討会議

勤労青少年ホームの運営及び廃止、建物の活用について計画的かつ円滑に検討するため、庁内の横断的組織として、令和7年度に和光市勤労青少年ホーム庁内検討会議(以下、「庁内検討会議」という。)を設置しました。

ア 和光市勤労青少年ホーム庁内検討会議 組織

会長	市民環境部長
委員	企画人権課長、財政課長、資産戦略課長、市民活動推進課長、産業支援課長、地域共生推進課長、障害福祉課長、長寿あんしん課長、子ども家庭支援課長、生涯学習課長、スポーツ青少年課長

イ 和光市勤労青少年ホーム庁内検討会議 開催状況

開催日	内容
令和7年 8月27日	第1回 和光市勤労青少年ホーム庁内検討会議 (1) 勤労青少年ホームの運営状況について (2) 運営にあたっての課題と市民アンケートについて (3) 今後の方向性について
令和7年10月22日	第2回 和光市勤労青少年ホーム庁内検討会議 (1) 勤労青少年ホーム利用者アンケートの結果について (2) 勤労青少年ホーム周辺自治会アンケートの結果について (3) 今後の方向性について

庁内検討会議では、勤労青少年ホームを有料化することで収益化を図ることや開館時間を短縮することでコストカットを図ることについて議論しました。しかしながら、稼働率が低く収益化やコストカットを

実施しても、大規模改修ができる程の財政状況の改善は難しく、抜本的な見直しには繋がらないとの判断に至りました。

また、施設用途を変更し、地域センターやコミュニティセンター等の集会施設、あるいは地域支援センター等の福祉サービスの事務所などに建物を活用することができないか検討しましたが、築年数が50年以上経過し大規模修繕が必要とされている中で施設の用途を変更して建物を維持することは合理的でないと判断されました。

一方で、和光市介護保険事業計画(長寿あんしんプラン)の中で特別養護老人ホームの整備する計画が定められているところ、適切な施設用地が不足しており、特別養護老人ホームの建設が計画どおり進んでいないことについて情報共有されました。

庁内検討会議における結論としては、勤労青少年ホームの建物を廃止し、土地を特別養護老人ホーム建設用地の候補とする方向性となりました。

(3)和光市公共施設マネジメント推進委員会

公共施設マネジメントを推進するため、市には全庁的な検討組織として、市長及び部長級職員で構成される「和光市公共施設マネジメント推進委員会」が設置されています。

和光市勤労青少年ホーム庁内検討会議の報告に基づき検討した結果、令和7年11月の会議において、令和8年度末をもって勤労青少年ホームを廃止し、土地を特別養護老人ホーム建設用地として活用する方向性について合意形成がなされました。

また、検討の過程において、「市民アンケートの結果、『勤労青少年ホーム』という名称であるものの、本来の対象者による利用が少ないことが判明しました。一方、利用者アンケートでは、高齢者の利用が多く、継続的な利用を希望する意見も寄せられています。この結果を踏まえ、当該施設の跡地を特別養護老人ホームの候補地として公表する際には、公募条件として交流スペース等の設置を検討します。」等の補足がなされました。

(4)政策会議

市の行政運営の基本方針を決定し重要施策に関する事項の審議決定をする会議体として、政策会議があります。令和7年11月の政策会議において勤労青少年ホームの廃止について議論し、令和8年度末で廃止する方向性で手続きを進めることについて、行政の最終的な意思決定がされました。

6 アンケート調査

市民及び利用者に対する勤労青少年ホーム運営に関する意向調査として、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

(1)市内在住15歳～35歳対象アンケート

ア アンケート概要

(ア)対 象:15～35歳の和光市民

(イ)期 間:令和7年6月4日～6月30日

(ウ)調査方法:電子申請・届出サービスによる調査及び市公式 LINE による調査

イ 回答件数

2件

(2)近隣自治会対象アンケート

ア アンケート概要

(ア)対 象:勤労青少年ホーム周辺自治会の会長等

(イ)期 間:令和7年9月25日、26日、10月9日

(ウ)調査方法:調査票+口頭説明

イ 回答件数

5件

(3)利用者対象アンケート

ア アンケート概要

(ア)対 象:勤労青少年ホーム利用者

(イ)期 間:令和7年9月19日～10月15日

(ウ)調査方法:勤労青少年ホーム窓口にてアンケート配布・回収

利用登録団体の代表者に郵送しアンケート配布・電子申請で回答

イ 回答件数

129件

ウ 結果

別紙集計結果(次頁)を参照

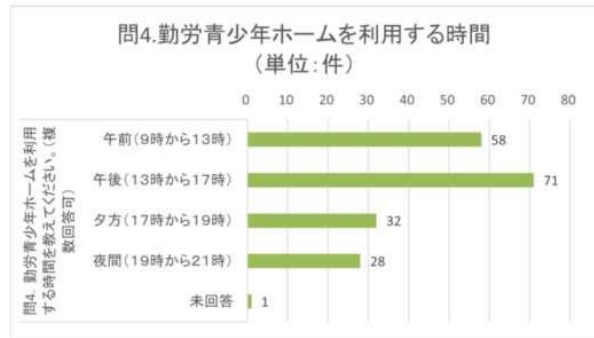
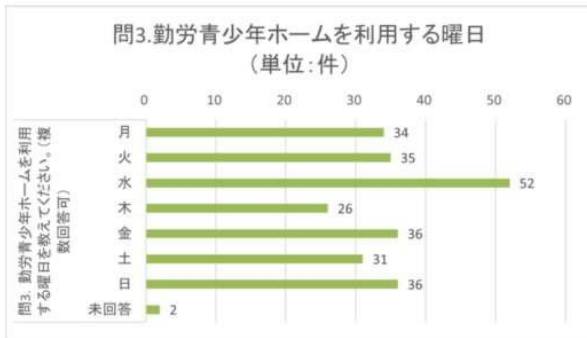
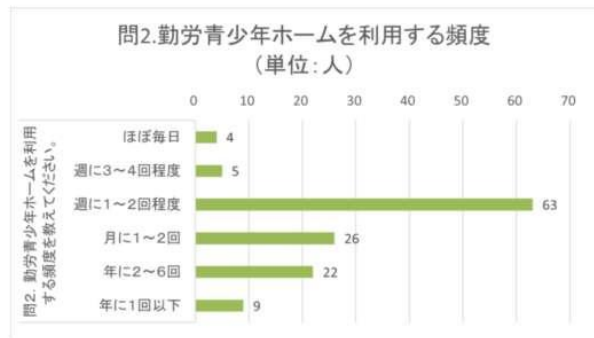
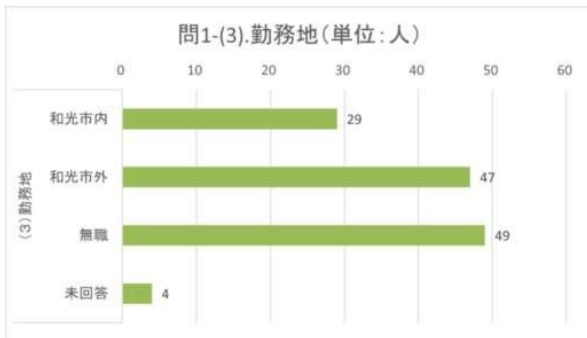
勤労青少年ホーム利用者アンケート集計

アンケート実施期間 令和7年9月6日～令和7年10月15日

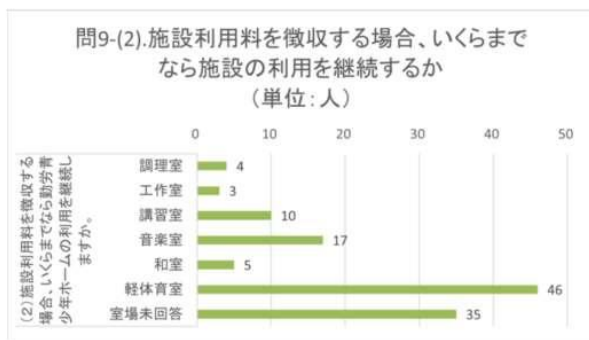
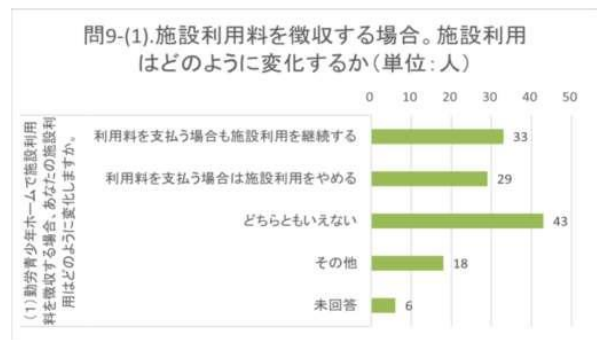
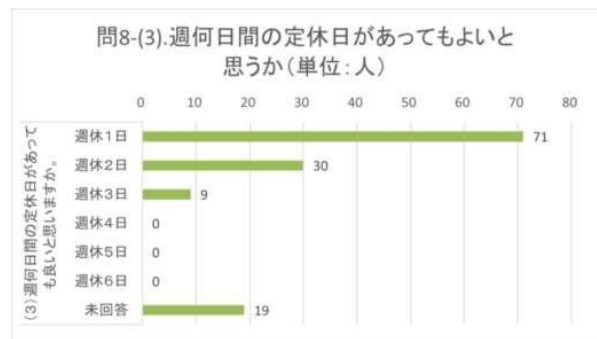
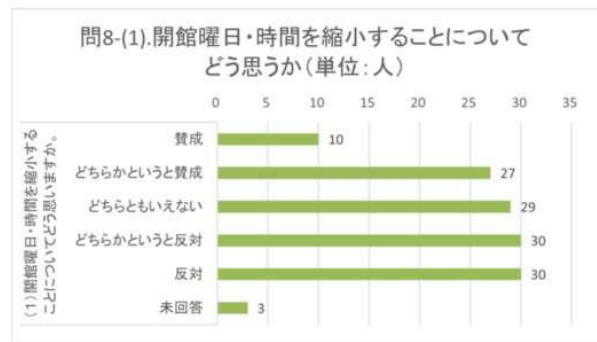
対象 勤労青少年ホーム利用者

回答数 129件 (20.4%)

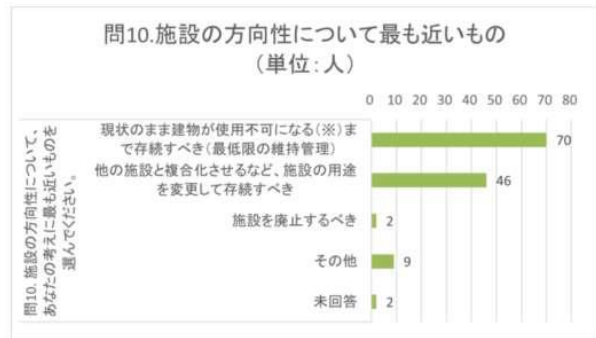
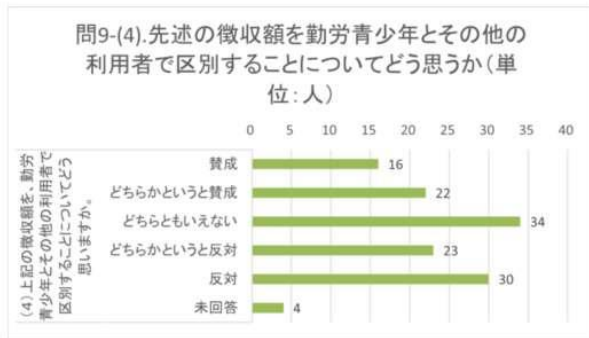
結果資料①



勤労青少年ホーム利用者アンケート集計（続き）



勤労青少年ホーム利用者アンケート集計（続き）



勤労青少年ホーム利用者アンケート

結果資料⑥【アンケート集計】自由記述まとめ

問 12. 勤労青少年ホームについて、気づいた点や問題点があれば教えてください。

1	利用者が少ないのは、知らない人が多いのでは？私も長い間知りませんでした。大人は入れないと思っていました。
2	全日開館が厳しいようでしたら、希望日・希望時間を聞いてその時間を開館するなど対応していただけたら有難いです。
3	駐車場や鏡などのある施設が他に確保するのが難しいのでぜひ継続してほしい。
4	いつも利用させていただいているので存続していただけると助かります。
5	音楽室の稼働率がいいのではないのでしょうか？いつも埋まっていて、むしろ1部屋しかないのが需要とマッチしていない。他の部屋の利用状況は分かりませんが、需要に見合った形態になればいいと思います。楽器の音量を押さえずに練習できるのは代わりになる施設はないので、これからも和光市と市民が文化的にいられるように施設の運用を望みます。
6	北口に、楽器を演奏できる施設が他にないのでぜひ継続をお願いいたします。施設予約はWEB化して、経費削減できないのでしょうか？空き状況が見られるのに、予約ができない理由がよく分かりません。
7	北原小学校の子供たちのために残してください。
8	土日限定でも良い
9	施設はこのまま存続してほしいところですが、維持費等を考えると利用者からの費用徴収は基本的に賛成ですし、開館時間を今より短くすることもありだと思えます。
10	営利目的では利用ができないなどNGなものや解釈によって年齢制限があるように受け取られるものがあり、だれがどのように利用すればいいのかが分かりづらいと思います。利用料が200円以上なら深夜までやっているカフェに行くと思います。
11	利用者が少ないのは立地場所がよろしくないと思う。バスの回数を増やすとか、交通の便を考えてほしい。また、高齢化が進み、利用者も多いと思うので、料金は低くしてほしい。高いとますます利用者は減ると思う。
12	縮小利用しながら跡地利用を検討してはどうか？ただし危険な箇所は優先修理して当面使用する。
13	利用者から集金して会館が老朽化するまで続けてほしいと思います。
14	大切な施設ですから、リフォームする等で継続的に利用したいと思います。
15	軽運動の施設利用としてとても有難く、高齢者にとっても利用することの価値が多いと思います。
16	高額な維持費がかかるため、利用料は徴収していいと思う。

17	平日は夜遅くまで開館されていて、利用者の少ない日などは採算が合わないかなとは思いますが。利用料金（常識の範囲内で他施設とそろえるなど）を徴収したり、節電（廊下のエアコン消すなど）しながらでも、利用継続の方向でお願いしたいです。（中央公民館等でも楽器を使える部屋があるなどすると、他施設も利用可能なのかなと）
18	有料になるとしても地域センターより高いようであれば利用できません。光熱費の徴収はもっともだと思います。建物の古さも気に入っていて思い入れがある場です。講習室のクーラーは1台でも良いと個人的には思います。
19	利用者側のモラルの低下（利用時間を守らない、室外での大声での会話やロビーの乱用）も散見され、同じ利用者として心を痛めております。普段利用しない廊下などの室外に空調を効かせすぎだと思います。経費についての見直しを考えるなら、その点についても考慮をお願いします。
20	これから多少料金をとるのは必要かと思いますが、1時間に1,000円を超える場合は、他の施設を使うと思います。体育室は使用させていただくかもしれません（他にこの広さを2,000円以下はあまりないと思います）。
21	利用条件と利用システムを公民館と同等くらいにすると利用頻度が上がると思います。15～35歳の勤労青少年というくくりだと昭和のころよりも人数も少ないし、施設での活動をする感覚も少ないと思います。青少年を支援したいのであれば、それ以外の利用は公民館並みにする方が良いと思う。利用者も含めた持続プロジェクトチームを作って勤労青少年ホームの今後について話し合いの場を持つのはいかがでしょうか。
21	広報等を利用して呼びかけたり（意外と知らない人がいます）「勤労青少年ホーム」の名称を変えるとかどうでしょうか（名称だけで使えないのではと思う人がいます）
22	年齢のくくりをなくして、公民館と同じような料金で運営してみたいかがでしょうか。
23	現状を考えれば利用者からある程度の出費は必要だと思う。ただ1人あたりの負担がどれだけかかるかで利用は決まると思います。
24	たいへん老朽化が進んでいると感じます。このままの使用には不安を感じますが、利用率を考えると修理にお金をかけられないのも分かります。
25	老朽化を感じる施設ですが、レスンパーや姿鏡などたくさん設備を用意してくれていて大変助かっています。
26	利用料を徴収するのであればちゃんと補修していただき。支払いに値する施設であってほしいです。
27	エレベーターがあるとありがたい
28	利用料金が発生してでも存続してください。
29	1時間あたり2000円の使用料では難しい。ホームとしては廃止するしかないのでは。新倉地域のセンター、コミュニティセンターとして再利用することができないか、検討してほしい。
30	隣接する老人福祉センターと一体化した運営も検討の価値があるのでは。（デイサービスやショートステイ施設への改装など）

3 1	利用料の徴収については、もっと早くから実施すべきことだったと思う。複合施設（例：保育施設、老人施設、児童センター（この地域は子供の集まれる場所がない！））となっても、講習室や音楽室等、今まで利用していた人たちが継続して利用できるよう希望します。
3 2	このままだとなくなってしまうのであればお金を取るのもありだと思います。
3 3	空調機械等の使用料は個別にではなく、部屋の利用料に含む方が料金等分かりやすいなと感じました。
3 4	喫煙場所の撤去 運営費用が他の四施設より高いのはなぜか。四施設は有料か？又は一部有料か。
3 5	調理室はガスや水道など、他の会議室に代替はできない。また、オープンやガスも半日借りたとしても、実際使用するのは2時間くらい。1つ1つ細かく徴収するのは無理がある。他の公民館は土・日に集中して調理室の空きがない。1時間2千円は高すぎ。他の公民館はもっと安い。
3 6	修繕して継続してほしいです。もし廃止するならば、他の施設での使用する金額設定を下げて利用しやすくしてください。
3 7	他の施設の活動費・維持費がどれくらいで利用されているか比較が欲しいです。
3 8	金額は抑えて、予約はとりやすいようにしてほしい。
3 9	2時間制にする等してもっと平等に使わせてほしい。
4 0	公民館など、他の施設は団体要件が厳しいと感じています。個人会員でも使用できる他の室内運動施設があれば、十分代替できると考えます。利用の優先順位が低くてもいいので、個人会員登録できる施設が欲しいです。
4 1	<ul style="list-style-type: none"> ・開館しているうちの利用が極端に少ない曜日や時間帯を半日休館にしてみる。 ・定休日の曜日を限定するのではなく、5日、10日、15日、20日、25日、30日など、覚えやすい日にちを休館日にしてみる。 <p>いずれもモデルケースとしてデータをとってみる1年があっても良いのではないかな。</p>

7 意見交換会及び報告会の開催

勤労青少年ホームの廃止の判断に至った経緯及び施設の状況について説明し、利用者の意見を伺うため意見交換会を実施し、その後のフィードバックとして報告会を開催しました。

また、市民アンケートや意見交換会の意見を踏まえ、現在の利用者に対しては、代替として、近隣の公共施設の案内を行いました。(音楽室利用者：総合児童センター音楽スタジオ 等、軽体育室卓球利用者：コミュニティセンター 新倉北地域センター等)

(1)意見交換会の開催

第1回	令和8年2月26日(木曜日)17:00～19:00 参加者 10名
第2回	令和8年2月28日(土曜日)10:00～12:00 参加者 11名

(2)報告会の開催

令和8年3月26日(木曜日)14:00～16:00 参加者 4名

8 勤労青少年ホーム条例の廃止 (案)

これまでの検討状況を踏まえ、令和9年度末で勤労青少年ホームを廃止するため、施設の設置条例である勤労青少年ホーム条例を廃止します。

<p>和光市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例 和光市青少年ホーム条例(平成9年条例第1号)は、廃止する。 附 則 この条例は、令和9年4月1日から施行する。</p>

9 廃止後の跡地利活用について

勤労青少年ホーム廃止後の跡地を特別養護老人ホーム建設の候補地として、利活用の準備を進めます。